平成２１年（フ）第６７３号
熊本市国府２丁目16番19号　メゾン国府201号
債務者　浦本　盛康
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９２号
熊本市近見８丁目13番62号　２号棟407号室
債務者　岩下　育子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７０９号
熊本市帯山１丁目23番２―104号
債務者　上田　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７１９号
熊本県宇城市小川町南海東1089番地２
債務者　栗原　尚也
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６０号
熊本市鶴羽田町808番地１　グランビュー鶴羽田503号
債務者　西田　あき
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９０号
熊本市西原２丁目11番85号　満永ビル３階305号室
債務者　本田富士男
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８０号
岐阜県大垣市笠縫町550番地
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
松江市学園南２丁目21番14号　メゾン野津１号棟102号室
債務者　松本　美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目65番地県営住宅３―24
債務者　荒川　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６号
岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代173番地
債務者　野田口忠司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５７号
岩手県久慈市巽町２―16、住民票上の住所岩手県久慈市長内町第12地割22番地６
債務者　奥　　則子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５８号
岩手県久慈市二十八日町１丁目７番地
債務者　大橋美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５０号
北海道根室市宝林町４丁目255番地22　ヘレネ23号室
債務者　千葉　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２１４５号
横浜市南区中村町３丁目190番地３　社会保険横浜中央病院医院宿舎303
債務者　奈良　美奈
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７９号
横浜市金沢区六浦３丁目40番26―501号
債務者　葛西　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９７号
横浜市中区石川町１丁目35番地
債務者　小崎てる美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部